

# 安定ヨウ素剤の事前配布

- ▶ 避難や屋内退避に併せて、安定ヨウ素剤を服用することで、放射性ヨウ素による内部被ばくによるリスクを軽減することが目的である。
- ▶ 島根県及び関係4市は、服用の指示に基づき速やかに安定ヨウ素剤を服用することができるよう、必要なものに対して安定ヨウ素剤を平時から事前に配布することとしている。

島根県においては、安定ヨウ素剤の着実な事前配布を進める必要がある。

仮置き(「伊方地域の緊急時対応」の例)



P

# 安定ヨウ素剤の緊急配布

- ▶ 島根県は市役所・支所、病院、オフサイトセンター等に必要量を備蓄するとともに、発電所から半径10kmの区域にある学校に配備している。鳥取県も、一時集結所、学校、調剤拠点薬局等に必要量を備蓄している。
- ▶ また、松江市、出雲市、安来市、雲南市、（鳥取県）は、迅速な配布体制を整備する。

緊急配布の体制等を検討する必要がある。

仮置き（「伊方地域の緊急時対応」の例）





P

- ▶ 原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、原子力災害対策本部又は県、市の指示に基づいて服用させる。
- ▶ 原子力規制委員会の判断及び原子力災害対策本部の指示は、安定ヨウ素剤を備蓄している県、市に速やかに伝達される。

仮置き

**服用量** 適切な量を服用しましょう

3歳以上 13歳未満	13歳以上
	
● 1丸	● ● 2丸

必ず国・県・市から指示があった場合にのみ服用してください。  
それ以外は絶対に服用しないでください！

P

## 12. 原子力災害医療

国の原子力災害対策指針の見直しに伴い、原子力災害医療体制の見直しが求められており、今後詳細が示されていくのに併せて対応を検討する必要がある

### <対応のポイント>

原子力災害医療を迅速、的確に行うため、各地域の状況を勘案して、各医療機関等が各々の役割（トリアージ、救急処置、避難退域時検査、防護指導、健康相談等）を担うことが必要であり、平時から救急・災害医療機関が被ばく医療に対応できる体制と指揮系統を整備・確認している。



# 実施体制

▶ 放射性物質による汚染や被ばくの状況に応じて、初期・二次・三次の医療体制により、適切に対応。

## 初期被ばく医療【避難先となる市町に原則一カ所ずつ設置する救護所で実施】 【島根赤十字病院・松江市立病院】【鳥取赤十字病院以下14病院】

- ①避難退域時検査
- ②ふき取り等の簡易な除染(一次除染)
- ③軽度の外傷等の治療
- ④安定ヨウ素剤の投与
- ⑤健康相談 等



訓練風景

写真:川内資料

仮置き

## 二次被ばく医療【一次除染で十分除染できない場合に実施】

【島根県立中央病院・島根大学医学部附属病院(協力)】【鳥取大学医学部附属病院・県立中央病院】

- ①シャワー等を用いた二次除染
- ②内部被ばくについては、ホール・ホディ・カウンタ等搭載車を活用
- ③応急医療措置 等

二次被ばく医療で対応できない傷病者は、三次被ばく医療機関へ搬送

消防防災ヘリ、自衛隊航空機等による搬送

## 三次被ばく医療【放射線医学総合研究所、西日本ブロックの三次被ばく医療機関(広島大学)等で実施】

- ①高度専門的な線量評価
- ②高度な専門的除染等

高度かつ専門的な被ばく医療



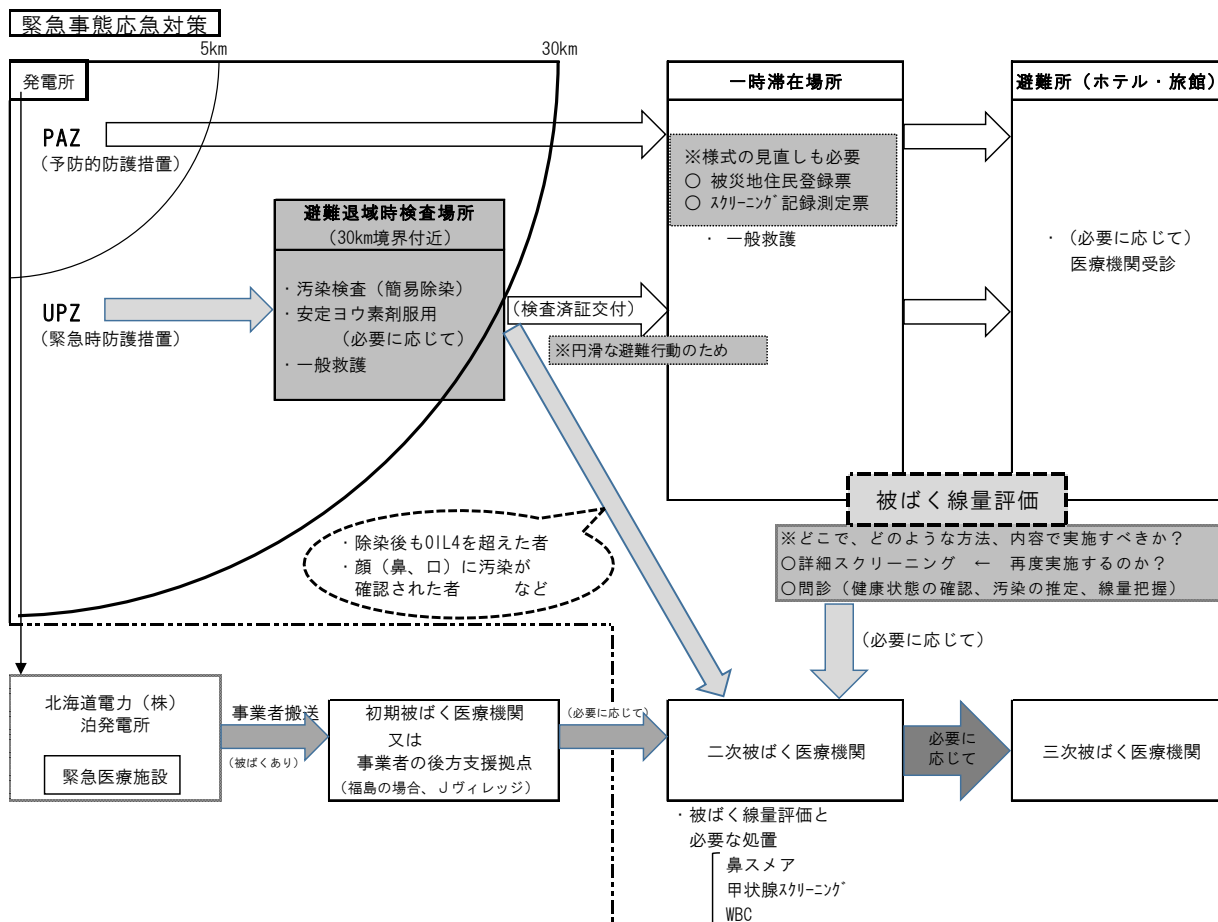
※ 愛媛県内の二次被ばく医療機関で対応できない重篤、重傷な被ばく患者の診療等及びその収容能力を超えた場合の対応を行う。

- ▶ 初期被ばく医療は、避難所等において、一般的な傷病の有無をチェックするとともに、体表面汚染密度や鼻腔汚染を測定し、1次スクリーニングレベルを超す住民に関しては除染を行う。
- ▶ 初期被ばく医療の後、汚染の残存する者及び相当程度の被ばくをしたと推定されるものに対しては、二次被ばく医療機関において被ばく患者の入院加療を含む医療を行う。
- ▶ 地域の三次被ばく医療機関等において、内部汚染患者の治療を行う。

未調整

## 仮置き(泊地域の例)

## 緊急被ばく医療活動フロー(たつき台)



## 中長期対策

※事故後の健康調査【検討項目】

- 対象者** UPZ全住民 (PAZを含む)  
(放射性物質の拡散状況による)
- 実施機関** 二次被ばく医療機関
- 実施内容** 被ばく評価  
(外部、内部、甲状腺)  
→被ばく線量に応じた健康管理  
(フォローアップ)
- 相談窓口の開設** 保健所  
電話問い合わせ

<福島の場合>

H23.6 から県民健康調査開始  
(長期間に渡る被ばく線量の管理)



## 13. 放射線防護資機材、物資、 燃料等の備蓄・供給

### <対応のポイント>

2県6市は、PAZ及びUPZ内で避難誘導等を行う要員のために、個人線量計等の放射線防護資機材を、県、市、消防、医療機関等に備蓄している。

2県6市は、緊急時に備え食料及び生活物資を備蓄している。また、放射線防護対策施設においては、屋内退避者が一定期間生活できる物資を備蓄する予定である。備蓄している物資が不足する場合、島根県、鳥取県及び関係市から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。緊急輸送車両や避難所等への燃料の供給が不足する場合には、原子力災害対策本部に対して燃料調達の要請を行う。

# PAZ内の放射線防護資機材の備蓄

- 松江市のほか、PAZ圏内の住民搬送を担うバス会社の運転手、医療機関・社会福祉施設・教育機関の施設管理者等に個人線量計等の放射線防護資機材を備蓄。
- 緊急時には、放射線防護資機材を運転手、避難誘導者に配布し、万一に備え避難搬送時に携帯。
- 平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。併せて、関係者向けパンフレットを整備中。

未調整

## 仮置き(「伊方地域の緊急時対応」の例)



P



# UPZ内の放射線防護資機材の備蓄

- UPZ圏内一時移転等において住民搬送を担う輸送事業者等には、緊急時に設置する一時集結拠点で原則放射線防護資機材を配布。（UPZ圏内の輸送事業者等には個別配布）
- 一時集結拠点では、放射線防護資機材の使用方法や、それまでのモニタリング結果等により、避難搬送による被ばく線量が積算1mSvを十分に下回ることをあらかじめ確認。

未調整

## 仮置き(「伊方地域の緊急時対応」の例)



P

- 原子力事業者は、放射線防護資機材を各原子力事業者で支援をするため、「原子力災害発生時における事業者間協力協定」を締結。
- 原子力災害発災後の避難・一時移転等において、放射線防護資機材等が不足する場合、原子力事業者は、保有する資源（要員・資機材等）を最大限供給し支援する。

未調整

## 原子力災害発生時における事業者間協力協定（平成26年10月10日）

### 【協定事業者】

北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、電源開発、日本原燃

### 【目的】

原子力災害時における原子力事業者間協力の円滑な実施を図り、原子力災害の拡大防止および早期復旧の一翼を担うことを目的とする。

### 【協力活動の範囲】

原子力災害時の周辺地域の環境放射線モニタリングおよび周辺区域の汚染検査・汚染除去に関する事項について、協力要員の派遣・資機材の貸与その他の措置 等

## 主な備蓄資機材

資機材	数量
サーベイメータ(GM管)	台
全面マスク <b>未確認</b>	個
タイベックスーツ	着



サーベイメータ(GM管)



全面マスク



タイベックスーツ

# 県及び関係市における食料等の備蓄

- ▶ 緊急時に備え、関係市では、食料及び生活物資等の備蓄を実施。備蓄物資が不足する場合に備え、島根県は「災害時における物資の供給等に関する協定」を民間企業と締結。
- ▶ 放射線防護対策施設においては、XXX名が生活できる食料及び生活物資等〇日分を備蓄（中国電力が支援）。

未調整

## 関係市の生活物資の備蓄状況

	アルファ米等(食)	飲料水(リットル)	毛布(枚)	簡易トイレ(個)	非常用燃料(個)
松江市					
出雲市					
安来市					
雲南市					
米子市					
境港市					
	仮置き				

※上記物資備蓄数は概数。また、上記の他に、関係市では食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等を準備している。

## 災害時における物資の供給等に関する協定の締結状況

協定名	内容	締結民間企業等
災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定	災害発生時における応急生活物資の供給	(株)ローソン、(株)セブンイレブン・ジャパン
大規模災害時の支援活動等に関する協定	大規模災害時において、緊急通行車両への優先給油及び被災者や帰宅困難者等への情報提供等	島根県石油商業組合
緊急・救援物資等輸送に関する協定	災害発生時における緊急・救援物資等輸送	(公社)島根県トラック協会

P